

重要技術の流出防止等の取組に関する手順書の策定に向けて



令和7年5月26日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局



- 1. ステークホルダーからの意見聴取**
- 2. 手順書について（主に第2章）**



1. ステークホルダーからの意見聴取



- ① 国立大学法人大阪大学レーザー科学研究所所長 兒玉 了祐 氏
- ② 国立大学法人香川大学理事・副学長 秋光 和也 氏
- ③ 国立大学協会 研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会
専門委員 榎木 哲夫 氏（京都大学理事・副学長）
- ④ 国立研究開発法人協議会
恒藤 晃 氏（産業技術総合研究所理事）

※各発表8分・質疑応答10分

①②⇒発表・質疑応答は非公開、③④⇒発表・質疑応答は公開



2. 手順書について（主に第2章）



今後のスケジュール（案）

2025年（令和7年度）

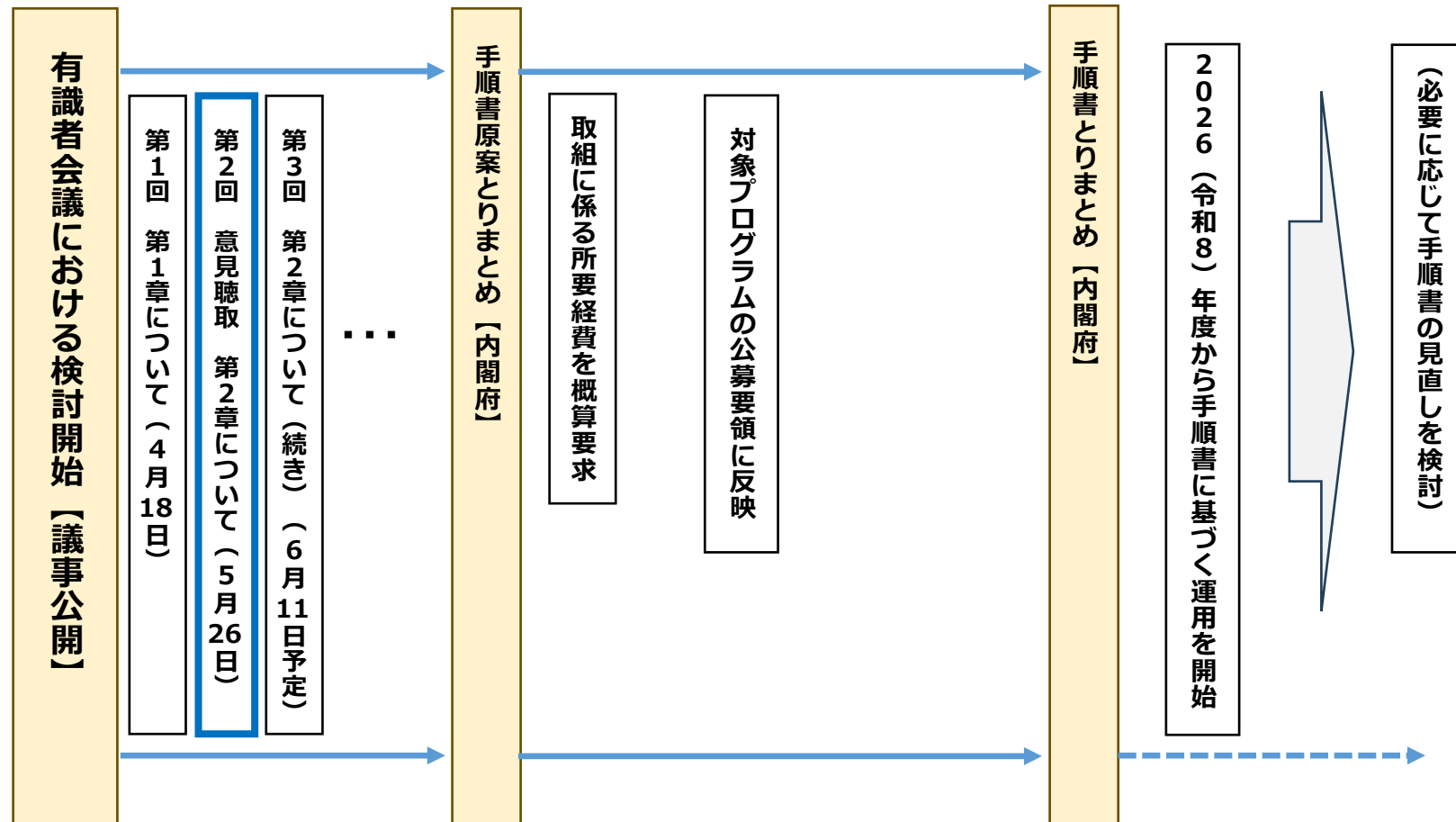
2026年（令和8年度）

4月

7月 8月末

3月

4月



重要技術の流出防止等の取組に関する手順書（目次案）

構成（目次案）

はじめに

第1章 重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

- （１）基本的な考え方
- （２）本手順書の性格・位置づけ
- （３）用語の定義
- （４）各主体に求められる役割

第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み

- （１）基本的な枠組み
- （２）対象とするプログラムの考え方
- （３）リスクマネジメントの手順
- （４）プログラムの類型に応じたリスクマネジメント

本日まで説明する内容

第3章 関係者に求められる事項

おわりに



（１）基本的な枠組み

（考え方）

- 従来より、**すべての研究**について、
 - 各研究機関・研究者における**研究インテグリティの確保**
 - 各研究機関における**自律的なリスクマネジメント**が求められており、今後も着実に進めていくことが必要。
- 他方で、研究セキュリティの確保に関し、G7各国等の取組状況を踏まえ、我が国が今後も同志国等との信頼関係を維持・発展させていくため、**経済安全保障上の重要技術（※対象とする重要技術についてはP.8を参照）に関する競争的研究課題と位置付けた研究**について、**資金配分機関（国、FA）が関与する仕組み**を設ける。

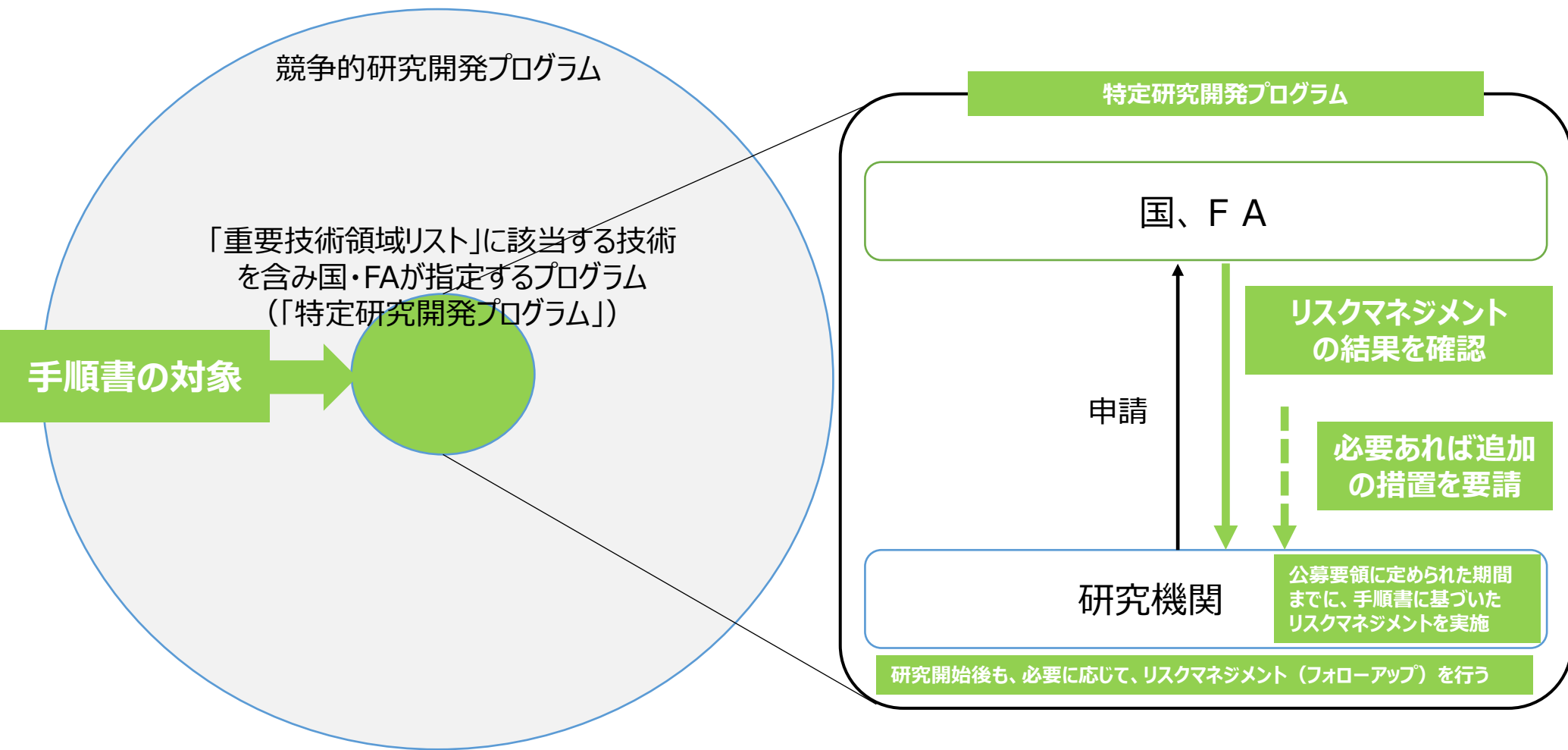
手順書（第2章）について（案）

（2）対象とするプログラムの考え方

- 本手順書が対象とするのは、競争的研究開発プログラムのうち、「**特定研究開発プログラム**」とする。
- 「特定研究開発プログラム」は、「**重要技術領域リスト**」に該当する技術を含む可能性があり、**経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要として国又はFAが指定するもの**とする（※プログラム全体ではなく、一部の研究課題のみを指定する場合も含む）。
 - 「**重要技術領域リスト**」は、**研究開発の成果の流出が、我が国の経済安全保障に深刻な影響を与えるおそれがある技術**を対象として、国が定める（原則として、自然科学分野のみを想定）。
 - 当面、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分野とする。
 - 今後、重要技術領域リストが策定された場合には、それに従う。
 - 「**特定研究開発プログラム**」は、資金配分機関（国、FA）が**公募要領**で指定対象であることを明記する。
- 「**特定研究開発プログラム**」に申請する場合、各研究機関は**公募要領で示される時期までに、手順書に基づくリスクマネジメントを行う**。
 - **資金配分機関（国、FA）はその結果を確認し、必要に応じて追加的なリスク軽減措置を求める**（その場合には、研究機関は**追加的なリスクマネジメントを実施**する）。
 - なお、資金配分機関（国、FA）は、必要に応じて関係行政機関と相談を行う。
- 研究開始後も、必要に応じて、研究機関とFA間で相談しながらリスクマネジメント（フォローアップ）を行う。
- なお、外国との共同研究プログラム等の研究に関し、外国の研究機関等から研究セキュリティ対策を求められた場合についても、上記の考え方を準用する。

手順書（第2章）について（案）

（2）対象とするプログラムの考え方（イメージ）



手順書（第2章）について（案）

重要技術の流出防止の取組のイメージ（案）

現行の取組（すべての研究活動が対象）を維持しつつ、特に競争的研究費について研究セキュリティの取組を実施

現行の取組（研究インテグリティ）



政府

- 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」の策定（令和3年4月27日）
- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」の策定（令和3年12月17日最終改正）

R8年度からの取組（国が策定する「手順書」の下での研究セキュリティと研究インテグリティの確保）

研究インテグリティの徹底（すべての競争的研究費が対象）

新たな研究セキュリティの取組

- ・国が定める重要技術領域リストに該当する競争的研究開発プログラム・研究課題
 - ・外国等の研究機関から求めがある場合
- ※具体的なプログラム・研究課題は所管府省庁又は資金配分機関が指定

研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を確認

提出（公募要領で指定する時期までに）

必要に応じて追加のリスク軽減措置を要請

手順書に基づいてリスクマネジメントを実施

必要に応じて追加のリスク軽減措置を実施

申請時の確認

各機関において研究者からの適切な情報開示による自律的なリスクマネジメントを実施

申告の確認

申告

宣誓

申告

宣誓

チェックリスト等に基づき自身の研究に係る情報を開示

※全ての研究活動が対象

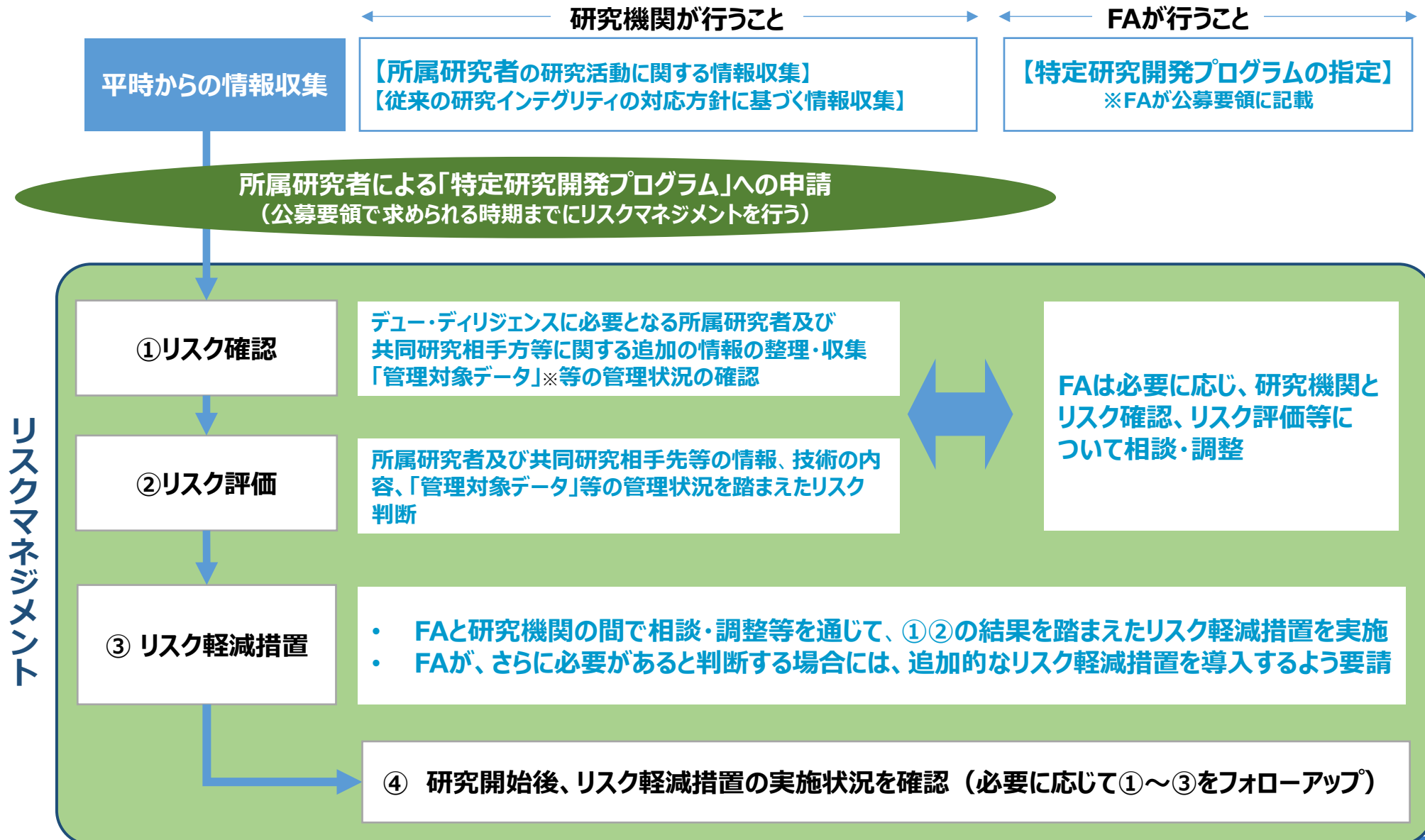
機関により取組のレベルが様々

手順書に基づいたメリハリある対応

新たな研究セキュリティの取組

手順書（第2章）について（案）

（3）FA及び研究機関が行うリスクマネジメントの手順



手順書（第2章）について（案）

リスクマネジメントの対象範囲についての考え方（イメージ）

- A大学（PIが所属）は、
 - A大学に**所属する研究者（PI、研究参画者※1）**、「**管理対象データ※2**」等の管理
 - 共同研究先となる**B大学及びB大学に所属する共同研究先の研究分担者** について、
 - B大学（共同研究相手先）は、
 - **B大学に所属する研究者チーム（研究分担者、研究参画者）**、「**管理対象データ**」等の管理 について、
- リスクマネジメント（デュー・ディリジェンスを含む）を行う。

※1 研究室の状況等に応じてFAと調整する可能性あり

※2 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」
（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）の定義に従う

